

3月 は 自殺対策強化月間です！

全国で自殺によって亡くなる方は、平成10年から14年連続して3万人を超えていましたが、平成24年から2年連続して2万人台で推移しています。しかし、依然として交通事故により亡くなられた方と比較して約6倍と、大きな社会問題となっています。紋別保健所管内においても、平成10年ごろから増加し、毎年、20名前後の方が自殺で亡くなる状況が続いています。

自殺の原因の多くは「うつ病」など心の病気が関係していると言われています。多くの自殺は「うつ病」などの早期発見・治療により予防することができます。心の病気を理解して、かけがえのない命を守りましょう。

◆自殺予防のための行動～3つのポイント～

《気づき》周りの人の悩みに気づき、耳を傾ける
家族や仲間の変化に敏感になりましょう。じっくりと話を聞く場を持ち、相手の気持ちを尊重し、共感しましょう。

《つなぎ》早めに専門家に相談するよう促す

心の病気の兆候があれば、本人の置かれている状況や気持ちを理解してくれる家族、友人、上司といったキーパーソンと連携して、専門家への相談につなげましょう。

《見守り》温かく寄り添いながら、じっくり見守る
自然に対応するとともに、身体や心の健康状態について配慮し、優しく見守りましょう。必要に応じ、家族と連携をとり、主治医に情報提供しましょう。

「北海道苦情審査委員」制度をご利用ください！

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に関する苦情を皆さんに代わり「苦情審査委員」が公正・中立的な立場で、関係機関に対し調査を行います。審査の結果、業務に不備な点や制度に問題があるときは、是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護されます。

◆申立方法

道庁「道政相談センター」又は各総合振興局（振興局）の「道政相談室」に申立書を用意しています。また、道のホームページからもダウンロードできます。必要事項を記載し、郵送、ファックスやメールで送付してください。

【送付先・お問い合わせ】

北海道総合政策部知事室道政相談センター
Tel 011・204・5523（内線21・706）
Fax 011・241・8181

消費税法改正などのお知らせ

消費税（地方消費税を含む）の税率が平成26年4月1日から8%になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
◆平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…



◇帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

☆総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

☆応募資格 道内在住の20歳以上の方。（ただし、議員や公務員などを除く）

☆募集人数 5名

☆任期 7月から2年間（開催は年3～4回を予定）

☆応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合及び役場窓口にある応募要領を参照してください。

☆応募締切 4月30日

☆選考 選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に選考。

☆報酬など 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給。

【お問い合わせ】

北海道後期高齢者広域連合 Tel 011・290・5601
役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

エゾシカ駆除を実施します

エゾシカによる農作物などの被害を軽減するため、猟友会佐呂間部会及び若佐部会の協力をえて、下記のとおりエゾシカ駆除を実施します。

◆期間と場所 ①3月3日～31日 朝日国有林一帯
②4月7日～15日 町内一円

【お問い合わせ】役場経済課林務係 Tel 2・1200

3月 は 道税の滞納整理強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月・3月の各月を「滞納整理強化月間」として道税の滞納整理を強化し取り組んでいます。

3月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとし、給与・預貯金・動産などの差押えを行います。

まだ、納税がお済でない方は大至急納税してください。納税についてのご相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

【お問い合わせ】

オホーツク総合振興局北見道税事務所納税課 Tel 0157・25・8686
○ホームページ
http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim

遠軽町の運転免許更新時講習会場が変わります

遠軽町の運転免許更新時講習会場が下記のとおり変わります。ご利用の際にはご注意ください。

◆更新時講習会場

○平成26年3月まで
遠紋地域人材開発センター



○平成26年4月から
遠軽自動車学校交通安全教育センター

※上記の場所で更新時講習を受ける場合は、事前に警察署で免許更新の手続きを行う必要があります。また、免許は即日交付されませんのでご注意ください。
詳しくは、最寄りの警察署などへお問い合わせください。

申告書は自分で作成し、お早めに！

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出期限は3月17日、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日までです。期限間近になると、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送などで提出することができます。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際は「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください。）税務署の閉庁日は確定申告の受付は行っておりませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】
北見税務署 Tel 0157・23・7151

協会けんぽ介護保険料率改正のお知らせ

平成26年度の健康保険料率は、準備金を取り崩して10.12%に据え置くこととなりましたが、平成26年3月分（4月納付分）からの介護保険料については、介護給付費が年々増加し、協会けんぽが負担すべき介護納付金も増加していることから、1.72%（平成25年度：1.55%）に引き上げざるを得ない状況となっています。加入者の皆様のご理解をよろしく願います。

☆検診を受診しましょう！！

協会けんぽでは、年度内の1回に限り、健診費用の一部を負担しています。検診を受診し、ご自身の健康状態の把握、生活習慣病などの早期発見・治療につなげましょう。※介護保険料率の改定、健診費用や検診内容についての詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】

協会けんぽ北海道支部
Tel 011・726・0352

北見年金事務所出張相談所が開設されます

北見年金事務所出張相談所が開設されます。

■開催場所

遠軽町保健福祉総合センター

■開催日

5月20日 7月15日
9月16日 11月18日
1月20日 3月17日

■相談時間 10時～16時

【お問い合わせ】

北見年金事務所

Tel 0157・25・9635

Information Board

情報掲示板

国家公務員採用試験のお知らせ

◆総合職試験（院卒者・大卒程度）
○申込期間 4月1日～8日
◆一般職試験（大卒程度）
○申込期間 4月9日～21日
◆一般職試験（高卒・社会人）
○申込期間 6月23日～7月2日

※申込期間は全てインターネットによる申込期間です。郵送などでしか申込ができない場合は、お問い合わせください。

☆ネット申込専用アドレス

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

【お問い合わせ】

人事院北海道事務局第二課試験係
Tel 011・241・1248

過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます！

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成 26 年 4 月からは、過去 2 年 1 ヶ月分の免除申請ができるようになります。

☆これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の 7 月（学生納付特例は直前の 4 月）までの 1 年以内でした。

☆平成 26 年 4 月からは、申請時点の 2 年 1 ヶ月前の月分まで申請できるようになります。

◆失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

☆災害・失業などを理由とした免除（特例免除）は、これまでは、申請時点の年度又は前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

☆平成 26 年 4 月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年 6 月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成 26 年 3 月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2 年 1 ヶ月前までです。）

（※）免除とは全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

◆申請方法は
役場町民課戸籍年金係又は北見年金事務所に申請してください。

◆ご注意ください

●2 年 1 ヶ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障がい年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

●申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者及び世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

【お問い合わせ】
北見年金事務所 Tel 0157・25・9635
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

平成 26 年度の国民年金保険料額

平成 26 年度の国民年金保険料が改定され、月額 15,250 円となります。

※前年度から月額で 210 円増で、年間納付額は 183,000 円となります。

情報掲示板

障がい年金受給などで法定免除を受けている方へ国民年金保険料の通常納付ができるようになります！

《これまでは》
障がい基礎年金を受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除）となるため、老齢基礎年金の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていた。

《平成 26 年 4 月からは》
法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

○保険料の口座振替（手間いらずで便利）
○保険料の前納（保険料の割引あり）
○付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

《手続き方法は》
北見年金事務所又は役場町民課戸籍年金係に申請書を提出してください。

【お問い合わせ】
北見年金事務所 Tel 0157・25・9635
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

国民年金後納制度をご利用ください

◆後納制度で将来の年金額を増やせます！
後納制度は、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去 10 年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成 27 年 9 月 30 日までとなっています。お早めに申込ください。

◆後納保険料の納付書「使用期限」にご注意ください！
すでに後納制度を申し込まれた方で、平成 16 年 4 月以降分の後納保険料の納付がお済でない方は、納付書に記載された使用期限（平成 26 年 3 月 31 日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付ができなかった方が、平成 26 年 4 月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」又は「北見年金事務所」（Tel 0157・25・9635）にご連絡ください。

※平成 16 年 3 月以前の後納付保険料は、10 年を超えるため平成 26 年 4 月以降は納付できません。

【後納制度に関するお問い合わせ】
国民年金専用ダイヤル Tel 0570・011・050
（050 から始まる電話からは、Tel 03・6731・2015）
○受付時間 月曜日 8 時 30 分～ 19 時
火～金曜日 8 時 30 分～ 17 時 15 分
第 2 土曜日 9 時 30 分～ 16 時

※お問い合わせの際は基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

軽自動車の異動届出をお忘れなく！

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の使用者に課税されることになっています。軽自動車を他の人に譲ったり、廃車したなどの異動があった場合、3 月 31 日までに届出がなければそのまま課税されますので、十分にご注意ください。

■届出先
☆ 50 ～ 125cc までのバイク
☆小型特殊自動車（農耕用含む）の異動・廃車届出及び新規登録は⇒役場企画財政課資産税係
☆ 125cc を超えるバイク
☆軽 4 輪自動車の異動・廃車及び新規登録は⇒北見地区軽自動車協会
住所 北見市三輪 3 丁目 25-25
Tel 0157・24・6130
その他自動車税に関するお問い合わせは下記まで。

【お問い合わせ】
北見道税事務所自動車税係
Tel 0157・25・8681

カップ麺容器の分別に注意してください！！

カップ麺の多くに利用されている「発泡スチロール」でできた容器については、リサイクル資源として分別されていますが、最近、頻繁に「紙」製のカップ麺容器が混入しているため、収集作業に支障をきたしています。各素材の見分け方は、発泡スチロール製の容器には、「プラスチック製容器包装」の表示、紙製の容器には「紙製容器包装」の表示がありますので、分別の際の参考にしてください。発泡スチロール製容器は「発泡スチロール」として出しているため「燃やすごみ」として出していただくようご協力をお願いします。

プラスチック製容器包装

紙製容器包装

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係
Tel 2・1213

除雪などによる被害防止について

毎年、屋根からの転落や落氷雪による事故が多く発生してます。除雪などによる事故を未然に防ぐためには、日ごろからの心がけが大切です。

◆屋根の雪おろし
○雪下ろしは複数人で！
○靴やはしごには滑り止め！
○転落防止に命綱！
○晴れた日ほどご用心！
○屋根下周囲の確認！

◆除雪
○健康に注意！無理な作業はしない
○服装に注意！巻き込まれない服装
○除雪機のトラブルはエンジン停止
○除雪機具はこまめに手入れ、点検を

☆雪による死傷者の半数以上が高齢者、約 6 割が雪下ろし中です！

雪下ろしや除雪機を利用する際は、上記のことなどに注意して作業をお願いします。

労働基準監督官採用試験案内

労働基準監督官は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務としています。平成 26 年度の採用試験は、下記のとおりです。

◆受験資格
①昭和 59 年 4 月 2 日～平成 5 年 4 月 1 日生まれの方
②平成 5 年 4 月 2 日以降生まれの方で次に掲げる方
ア：大学卒業者及び平成 27 年 3 月までに大学卒業見込みの方
イ：人事院がアと同等の資格があると認める方

◆受付期間 4 月 1 日～ 14 日
※原則インターネット申込みをご利用ください。

◆試験日程
1 次 6 月 8 日
2 次 7 月 16 日～ 18 日

【お問い合わせ】
北見労働基準監督署監督課庶務係
Tel 0157・23・7406

町営住宅空家状況

2 月 14 日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

＜随時入居可能な町営住宅＞

■栄団地
2 階建 3LDK 1 階 2 戸 15,300 円～

■若佐第 1 団地
2 階建 2LDK 2 階 1 戸 22,000 円～

■若佐第 2 団地
2 階建 3LDK 2 階 1 戸 15,700 円～

■宮前団地
2 階建 2LDK 1 階 1 戸 21,300 円～（高齢者又は身障用）

2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,400 円～

■西富団地
2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,400 円～

■浜佐呂間第 3 団地
2 階建 3LDK 2 階 1 戸 16,300 円～

※上記の他にも入居可能な住宅がありますので詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場建設課管理係 Tel 2・1210

土地・家屋の評価額が縦覧できます

土地・家屋の縦覧帳簿を下記の期間中に縦覧することができます。

■縦覧できる方
○所有者本人（納税管理人含む）
○家屋又は土地を他の人から借りている方（ご自分に関わる固定資産のみ）

■縦覧期間
4 月 1 日～ 5 月 31 日
8 時 30 分～ 17 時 15 分
※土・日曜日、祝日を除く

■縦覧場所
役場企画財政課資産税係

【お問い合わせ】
役場企画財政課資産税係
Tel 2・1214

平成 26 年度「畜犬登録及び狂犬病予防注射」のお知らせ

飼い犬は毎年 1 回狂犬病予防注射を受けることが法律で定められています。屋内、屋外での飼育にかかわらず、予防注射を受けなければなりません。

下記の日程に合わせ、最寄りの場所で受けてください。また、他の予防注射を受けている場合は、かかりつけの動物病院に相談の上受けるようお願いします。当日は、飼い犬の登録も行っています。新規に犬を飼われた方はその場で登録ができますので、未登録の方は必ず登録してください。

■狂犬病予防注射（毎年接種）

注射料 3,110 円
（注射料 2,560 円、注射済証交付手数料 550 円）

○往診料 500 円（注射料に別途かかります。）

※往診を希望される方は、前日までに役場町民課生活環境係までご連絡ください。

■飼い犬は必ず登録（生涯に一度）

登録料 3,000 円

○飼い犬の登録は義務です。犬を飼っている方は必ず登録してください。

○新たに生後 91 日以上の犬を取得した場合は、30 日以内に役場で登録してください。

◆集合注射実施日程

○4 月 11 日 金曜日

旧山内商店前（栄）	9：30 ～ 9：40
栃木公民館前	10：10 ～ 10：20
若佐コミセン前	10：30 ～ 10：40
朝富公民館前	10：50 ～ 11：00
知来公民館前	13：10 ～ 13：20
仁倉公民館前	13：50 ～ 14：00
浜佐呂間活性化センター前	14：30 ～ 14：40
常呂漁協佐呂間研修所前	14：50 ～ 15：00
幌岩公民館前	15：20 ～ 15：30

○4 月 12 日 土曜日

若里活性化センター前	9：30 ～ 9：40
若里浜児童公園前	9：50 ～ 10：00
富富士消防車庫前	10：30 ～ 10：40
富富士公民館前	10：50 ～ 11：00
町民センター前	13：00 ～ 13：20
武道館・温水プール駐車場	13：30 ～ 13：40
ホクレンスタンド裏	13：50 ～ 14：10

※途中往診も行っているため、開始時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

訂正とお詫び

先月号掲載の氏名に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

誤 知来 寺川 男 氏
正 知来 寺川 英男 氏

通院交通費の助成があります

特定疾患及び精神障がいのため治療を必要とする方に対して、治療を受ける医療機関までの交通費について平成 25 年度後期分（10 月～ 3 月分）を支給します。ただし、公的制度による交通費の支給及び割引を受けた額を除きます。

◆難病者治療通院費及び人工透析患者治療通院交通費の支給

☆対象者

○北海道特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者。

○小児慢性特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者。

○北海道ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱に定める治療研究対象疾患患者。

○人工透析により通院を必要とし、身体障がい者福祉法の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている方。

☆手続き

特定疾患医療受給者証、身体障がい者手帳、印鑑を持参し役場保健福祉課へお越しください。

◆精神障がい者治療通院交通費の支給

☆対象者

○障がい者総合支援法に基づき、医療機関に通院されている方。

☆手続き 印鑑を持参し役場保健福祉課へお越しください。

●支給額（共通）

○公的交通機関利用の場合：医療機関までの往復の交通費実費。

○自家用車利用の場合：自宅から医療機関までの最短路程を 1 km 当たり 20 円で計算した額。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

入校生追加募集中 !!

国立北海道障がい者職業能力開発校では入校生の追加募集をしています。詳しくはお問い合わせください。

◆願書受付期間 4 月 18 日まで

【お問い合わせ】

国立北海道障がい者職業能力開発校 Tel 0125・52・2774

ご寄附 ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して	▼全快祝いを廃して
浜佐呂間 室井 チヨさん	若 佐 柴田 一儀さん
東 森田 武治さん	
仁 倉 惣田 勝 さん	▼東若寿会へ
西 富 石井 裕一さん	東 森田 武治さん
宮前町 青木 良光さん	

水道料金・下水道使用料の改定について

4 月 1 日から消費税率が引き上げられるに伴い、水道料金・下水道使用料についても 5 月請求分（4 月使用分）から、下記の料金表のとおり改定となりますのでお知らせします。

◆水道料金表

用 途 別		基本料金	超過料金 (1 ㎡につき)	備 考
家庭用		10 ㎡まで 1,656 円	278 円	一般家庭用、一般家庭用共同風呂。
営業用	第 1 種	13 ㎡まで 2,705 円		営業用のために専用するもの。
	第 2 種	18 ㎡まで 3,734 円		家庭用と併用するもの。病院、下宿を置く世帯。
官公団体用		11 ㎡まで 2,284 円		官公団体で飲用水使用及び他に該当しないもの。（役場、学校、農協、共済、会社など）
浴場用		30 ㎡まで 6,233 円		営業用
工業用		36 ㎡まで 7,477 円		工業用水
共同栓	2 世帯まで	15 ㎡まで 2,489 円	72 円	一般家庭用共同
	3 世帯以上	20 ㎡まで 3,323 円		アパート
臨時用		10 ㎡まで 2,850 円		
営農用		50 ㎡まで 2,160 円	72 円	営農用のために専用するもの

※水抜栓（不凍栓）1 栓あたりの料金です。

◆下水道使用料

種 別	基本料金	超過料金（1 ㎡増ごと）
一般用の汚水	10 ㎡まで 1,656 円	278 円
浴場用の汚水	30 ㎡まで 6,233 円	278 円

※水道メーター 1 個あたりの金額。

☆基本料金と超過料金の合計額が使用料金となります。ただし、10 円未満の端数が生じた場合はそれ以下を切り捨てた額が使用料金となります。

☆下水道を接続していない方は水道料金のみ。

【お問い合わせ】

役場建設課業務係 Tel 2・1210

家電リサイクル法対象家電製品は適正に処分してください

使い終えたアナログテレビなどの家電リサイクル法対象家電製品は、販売店が収集・運搬を、家電メーカーなどがリサイクルを義務付けられています。また、消費者（排出者）には適正な排出と収集運搬及びリサイクルに関する費用を負担していただくことになっています。

処分方法は、「小売店に依頼」「指定取引場所に直接持込む」の二通りがあります。

◆製造業者指定取引場所

○㈱斉藤商店 北見市豊地 12 番地
Tel 0157・36・5544

○エアウォーター物流㈱美幌営業所
美幌町字高野 104 番地 27
Tel 0152・73・4233

◆処分方法

①小売店に依頼する。
（小売店でリサイクル料金及び収集運搬料金を支払う。）

②指定取引場所に直接持込む。
（郵便局でリサイクル料金を支払う。収集運搬料金なし。）

※リサイクル対象家電製品は、町で収集・処理していただきますので、適正な処理をお願いします。

◆家電リサイクル手続きに関するお問い合わせ

○財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
フリーダイヤル 0120・319640
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp>

○役場町民課生活環境係 Tel 2・1213